

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、更埴漁業協同組合が免許を受けた、内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）のうちこの組合が管理する漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊魚料の納入義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭で、承認期間1年の遊漁の場合には対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、承認期間1日の遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
にじます	内共第1号漁業権漁場区域のうち、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間	10月1日から翌年2月15日まで

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象にした遊漁は、イ欄の漁具、漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具、漁法	ウ 統数又は規模
あ ゆ	竿 釣	1人 1本
うなぎ	竿 釣	1人 2本以内
	置 針	1人 3本以内
あゆ以外の魚種	竿 釣	1人 2本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣以外の漁法は組合の別に定めて公表する日から12月31日まで。
こい・ふな・うぐい・おいかわ・うなぎ・にじます	周 年
かじか	5月16日から翌年の2月末日まで
いわな・やまめ	2月16日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
こい	全長 18センチメートル
ふな	" 10 "
うぐい	" 10 "
うなぎ	" 30 "
おいかわ	" 8 "
にじます・いわな・やまめ	" 15 "
かじか	" 5 "

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
あ ゆ	1日	2,160円
	1年	12,960円
あゆ以外の魚種	1日	800円
(1年にあっては置針を含む)	1年	6,000円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1の額とする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間1

日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員にことができる。

- (1) 千曲市上山田温泉2丁目11番3号 更埴漁業協同組合事務所
- (2) 前項に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る）
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者が自己の不注意により遊漁承認証を紛失した時は再交付しない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者がすでに納付した遊漁料の返戻しあげないものとする。

附 則

この規則は、令和 6年(2024 年) 1月 1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和 5年(2023 年)12 月 1 日)

O

O